

1 繰出金の算出基準

(1) 負担金

ア 児童手当に要する経費

繰出しの対象となる経費は、それぞれ次に掲げる額の合計額とする。

(ア) 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウを除く。）の15分の8

(イ) 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウを除く。）

(ウ) 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

(2) 補助金

ア 収益的収支の不足額

収益的支出額に対し、収益的収入額を充てても、なお不足する額

(3) 出資金

ア 資本的収支の不足額

資本的支出額に対し、資本的収入額及び充当可能な補填財源（当年度利益剰余金を除く）を充てても、なお不足する額

2 繰出金の支払

(1) 繰出金は、上下水道事業管理者からの請求に基づき支出する。

(2) 支払の時期は、当該年度の繰出金の当初予算額の4分の1を4月に、当初予算額の2分の1を9月に分割して支払い、残額については、翌年度の5月までに実績確定額に基づき支払又は返還する。

3 内部留保資金の用途

一般会計繰出金を財源として企業内部に留保される資金の用途については、上下水道局及び財務部並びに環境部の協議によるものとする。

附 則

この算出基準は、令和4年4月1日から適用する。